

中津川市総合計画策定支援業務委託
仕 様 書

令和6年4月

中津川市政策推進部政策推進課

中津川市総合計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

中津川市総合計画策定支援業務

2. 委託業務の目的

中津川市では平成27年度(2015年)を初年度とする「中津川市総合計画」(以下「現計画」という。)を策定し、令和8年度(2026年)を目標年次として各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進しているところだが、この間に我が国や地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、加速する少子高齢化の進行や人口減少、世界情勢の変化が及ぼす影響など、様々な時代潮流の変化の中にある。その中で中津川市においては、リニア中央新幹線の開業などの大きな変化が見込まれている。

本委託業務は、これらの時代潮流を踏まえ、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間として、総合的・戦略的な視点に立った実効性のある総合計画(以下「次期計画」という。)基本構想(市政運営の基本となる運営指針)及び基本計画(基本構想に掲げる将来都市像を実現するための基本的な施策展開等を示す計画)を策定するための全般的な支援を行うことを目的とする。

3. 契約期間

本契約の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。(令和6年度から令和7年度までの2箇年の継続事業)

4. 履行場所

中津川市役所のほか、市が指定する場所

5. 策定の基本条件

(1) 次期計画の計画期間

- ① 基本構想部分 令和9年度から令和18年度までの10年間
- ② 前期基本計画部分 令和9年度から令和13年度までの5年間(基本計画は前期・後期の2分割とし、本委託業務に後期基本計画は含めないものとする。)

(2) 策定に当たっての基本的な考え方

- ① 次期計画の策定に当たっては、既存の各施策分野における個別計画との整合性を考慮し、それらを総合的に包括する計画とするものとする。
- ② 次期計画の策定に当たっては、計画を市民にとって「分かりやすく」、市にとって「使える」ものとするものとする。
- ③ 様々な方法により市民等(特に女性・若者)の意見を聴取し、計画に反映するものとする。
- ④ 次期計画は、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和4年12月版)」

の内容を踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる計画とする。

(3) 仕様の考え方

本仕様書に定める業務内容等の仕様について、次期計画基本構想及び基本計画の策定を効率的に進めるため必要と考えられるものを示したものである。契約における仕様については、企画提案の審査後、提案された事項を基に契約の候補者との協議調整の上、決定するものとする。

6. 策定の体制

次期計画は、次の体制により策定するものとする。

(1) 中津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）に基づき市長の附属機関として設置する。総合計画の策定に関する必要事項についての調査及び審議を行い、24人以内の委員で構成する。

(2) 中津川市総合計画審議会部会（以下「部会」という。）

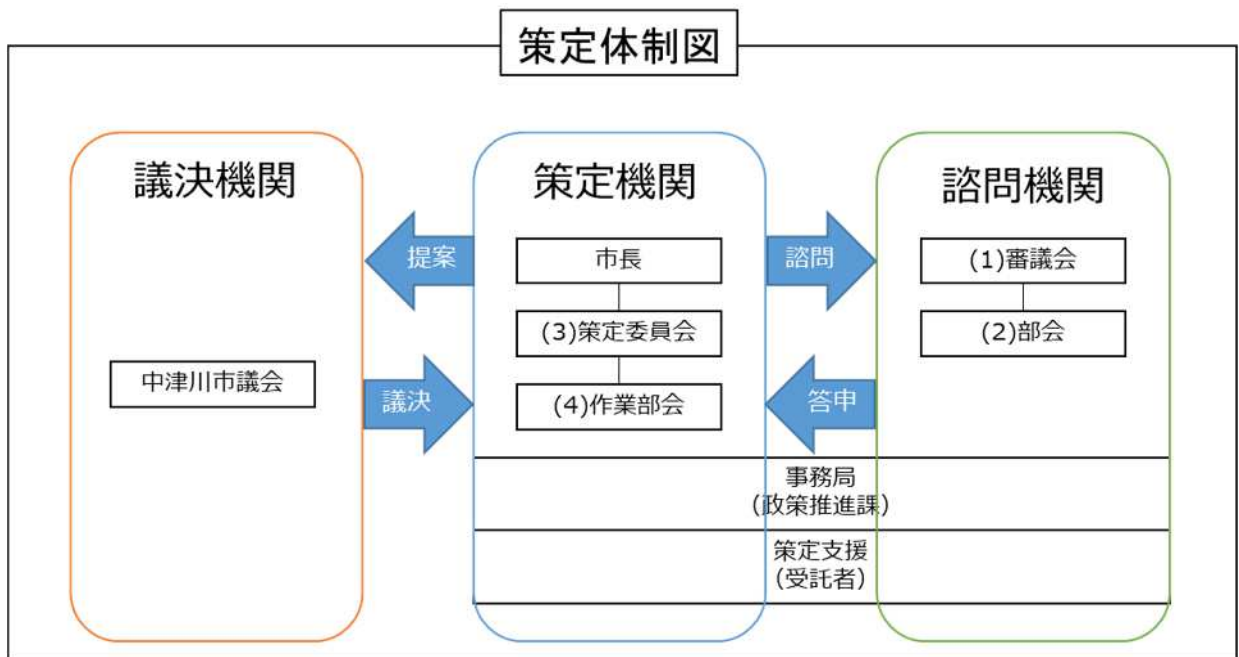
審議会の調査及び審議をより円滑かつ詳細に行うために審議会内に設置する。審議会の委員で構成され、部会数、構成人数等は審議会における審議において定める。

(3) 中津川市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）

次期計画に関する市内部の調整及び市長指示のもと計画を作成する。副市長を委員長とし、部長級職員で構成する。

(4) 中津川市総合計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）

次期計画策定の実務的な作業を行うため策定委員会内に設置する。次長・課長級職員等で構成する。



7. 業務の内容

・次期計画基本構想及び基本計画の策定を効率的に進めるため、おおむね次の業務を行うものとする。

(1) 基礎調査の実施及び分析

次の各項目について調査及び分析を行い、中津川市総合計画を策定するための基礎資料の作成を行う。なお、成果物として基礎調査報告書を作成し、根拠資料及び関連資料を併せて納品するものとする。

- ① 中津川市の現況と特性
- ② 時代潮流の変化を踏まえた中津川市をめぐる将来的な社会環境
- ③ 類似都市、県内主要都市との比較・分析
- ④ 国、県及び市の各種計画の整理
- ⑤ 現計画の検証
- ⑥ 中津川市における課題の分析

(2) 市民意向調査の実施支援

次に示す方法等により市民の意向を調査し、次期計画を策定するための基礎資料とする。示された方法以外にも市民の意向を把握するための調査を必要に応じて実施するものとする。また、その結果をふまえて市民意向調査結果報告書としてとりまとめ、納品するものとする。

- ① 市民意識調査（アンケート調査）
- ② グループインタビュー
- ③ パブリックコメント

(3) 会議等の運営支援

審議会、部会、策定委員会及び作業部会の運営を支援する。なお、想定する実施回数は次のとおりとする。

- ① 審議会 5回程度
- ② 部会 各部会3回程度
- ③ 策定委員会 4回程度
- ④ 作業部会 各部会10回程度

(4) 基本構想の策定支援

次のとおり基本構想案の策定を支援する。

① 基本構想構成素案の作成

中津川市の類似都市や県内、国内先進都市等の総合計画基本構想の構成を比較・分析し、基礎調査や現計画の検証、市民の意向を踏まえた基本構想の素案を作成する。

② 基本構想案の作成

基本構想素案を基に、会議等の経過を踏まえ、中津川市の目指す将来都市像と、それを実現

するための施策の大綱などを記載した基本構想案を作成する。

(5) 基本計画の策定支援

次のとおり基本計画案の策定を支援する。

① 基本計画素案の作成

基本構想の素案を踏まえて、中津川市の類似都市や県内、国内先進都市等の総合計画基本計画の構成を比較・分析し、基礎調査や現計画の検証、市民の意向等を反映した基本計画素案を作成する。

② 基本計画案の作成

基本計画素案を基に、会議等の経過を踏まえ、中津川市の目指す将来都市像を実現するための施策と、施策の進捗を表す成果指標を記載した基本計画案を作成する。

(6) 総合計画「本編」、「概要版」、「パンフレット」の印刷冊子の作成

発注者の指示に基づき、冊子となる総合計画本編、配布を目的とした概要版、パンフレットの内容を編集し、次のとおり印刷原稿を作成する。

① 総合計画「本編」 フルカラー200ページ程度

② 総合計画「概要版」 フルカラー10ページ程度

8. 想定スケジュール

想定される策定スケジュールの一例は次のとおりとする。

時期	内容
令和6年10月	基礎調査等の完了
令和6年6月～令和6年12月	市民意向調査（グループインタビュー、アンケート調査他）
令和6年10月～令和7年3月	基本構想素案の作成
令和7年4月～令和7年9月	基本計画素案の作成
令和7年10月	基本構想案及び基本計画案の完成
令和7年12月	中津川市議会上程

9. 打合せ

受注者は、本業務の目的を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と打合書を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

10. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、発注者が認めた場合を除き、業務完了後速やかに返却するものとする。

なお、受注者は市の策定している各種計画（公表しているものに限る）等の資料を借り受けることができる。

1 1. 著作権及び著作権

- (1) 本契約で作成された印刷物の著作権及び著作権は、発注者が所有するものとする。
- (2) 受注者は本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報等については、発注者に譲渡すること。
- (3) 発注者が前号の規定により引渡しを請求したときは、受注者は発注者の指定する方法に従い、発注者が指定する期日までに、これらを発注者に引き渡さなければならない。

1 2. 成果品

(1) 最終の成果品

受注者は、本業務における成果品として、次のとおり納品するものとする。

- ① 総合計画書「本編」(製本 200 部、印刷編集用データ一式、PDF データ一式)
- ② 総合計画書「概要版」(製本 200 部、印刷編集用データ一式、PDF データ一式)
- ④ 基礎調査報告書 (カラー出力 10 部、印刷編集用データ一式、PDF データ一式)
- ⑤ 市民意向調査結果報告書 (カラー出力 10 部、印刷編集用データ一式、PDF データ一式)
- ⑥ その他発注者が指示するもの

(2) 留意事項

本業務の成果品の作成に当たり、契約期間のほかに令和 7 年 1 2 月に開会を予定している中津川市議会において次期計画を上程する必要があることに留意するものとする。